

戦前期女性解放思想における母性思想と育児 の社会化：1910～30年代女性運動の先駆者 たちの保育所認識から

潤間，嘉壽美

(出版者 / Publisher)

法政大学大学院

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

大学院紀要 = Bulletin of graduate studies

(巻 / Volume)

85

(開始ページ / Start Page)

35

(終了ページ / End Page)

54

(発行年 / Year)

2020-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00023452>

戦前期女性解放思想における母性思想と育児の社会化 —1910～30年代女性運動の先駆者たちの保育所認識から—

社会学研究科 社会学専攻

博士後期課程 3年 潤間 嘉壽美

1 問題の所在

1.1 「家庭保育の欠如」という保育所認識

育児期に就労を継続する女性が増え、他方で個別家族に委ねられた子育ての脆弱性が指摘されている今日、保育所は就労と育児の両立、および育児の社会化に向けた重要な社会資源となりつつある。しかし、近年まで保育行政には家庭保育重視の規範性が長らく存在し、「保育に欠ける」という入所要件のもとに、保育所利用者は「家庭保育の欠如」した存在と捉えられてきた。保育所¹⁾は戦後の児童福祉法（1947年成立）において初めて国の制度に組み込まれ、すべての子どもに開かれた施設になったが、戦前期には都市の貧困層や繁忙期の農村を対象とした社会事業による施設とされていた。児童福祉法の成立時点では、就労と家庭の両立や育児の共同化のための保育所の新しいあり方も論議されたが²⁾、高度経済成長期にかけて次第に、貧児や問題ある家庭の児童保護の側面が重視されるようになった。それに伴って「家庭保育の欠如」が強調されるようになり、母の就労や育児の社会化における保育所の意義づけは後景に追いやられてきたのである。母の就労を支える立場にある保育行政自身が、保育所の利用を「家庭保育の欠如」として否定的に捉えることは矛盾に他ならないが、これはすでに戦前期に、貧民対象の保育所に対するまなざしに内包されてきた歴史的な認識でもあった。

慈善事業／社会事業における保育事業は、都市下層³⁾の母の家計役割を支える一方で、貧児を母に代わって保育し、さらに就労するその母を家庭教育や育児指導の対象としていた（生江 1913）。この背景には、新たな社会階層として登場した都市新中間層における、母性重視の女性観に基づく家庭・育児役割の形成（沢山 1984）とその広がりがあり、社会事業がそうした新中間層の家族モデルをあるべき姿として参照していたことは明らかである。しかし、保育所に求められた就労と家庭／育児の両立、すなわち家計役割と家庭役割の両立や、育児の社会化は、近代家族の特徴（落合 1989）には収まらないあり方であり、保育所の役割は、女性を家庭内の存在と位置づけた新中間層モデルとは矛盾するはずであった。それにもかかわらず、保育所の対象である貧困層を「家庭保育の欠如」とみなすことで、この矛盾は覆い隠されてきた。

慈善／社会事業において保育所が確立してきた時期は、先進的な女性たちに女性の解放ということが語られ始めた時期でもある。職業と家庭の両立や育児の社会化等を可能にするための保育所の基本的な役割を、当時の先進的な女性たちはどう認識していたのだろうか。戦後直後に展望された新しい保育所の萌芽をこの時期に見ることができるのだろうか。そうした問いのもとで、本稿では、戦前期の女性運動の指導的立場にいた女性たちの保育所に関する言説や実践に注目し、母の育児／家庭役割と就労との両立問題や育児の社会化に対する認識、および保育所に関する見解を検討して、当時の女性解放思想における保育所認識を明らかにする。具体的には、母性保護論争の論者であった平塚らいてうと山川菊栄、女性解放を掲げて保育実践に携わった奥むめおを取り上げて、職業と家庭／育児の両立、保育所とそれに関わる育児および母の役割についての認識を考察する。

家庭役割と家計役割の共存の問題や育児の社会化についての女性たちの主張は、1910年代の母性保護論争（1918-19）における育児と職業の両立をめぐる論争を嚆矢とする。母性保護論争は、子どもを生み育てることとその機能を母性として捉え、職業と家庭／育児の両立の問題、すなわち母の経済的自立と母性に対する保護、さらに育児の社会的保障／社会化をめぐり、平塚らいてう、与謝野晶子、山川菊栄、および山田わか⁴⁾の4者の間で交わされた論争である。母性保護論争では保育所に関する直接的な議論には至らなかったが、この論争を

機に平塚と山川は、それぞれ女性のオピニオンリーダーとしての存在を確実なものとし、山川の保育所肯定論に対し平塚は保育所否定の見解を明らかにしていった。本稿ではまず、対照的ともいえる二人の保育所に関する評価が、どのような認識に裏付けられていたのかを考察する。

次に、実践の領域から、母性保護論争とは異なる文脈にある奥むめおの婦人セツルメント林町保育園を取り上げる。奥を考察の対象とする第一の理由は、戦前期の女性の解放を標榜した唯一ともいえるべき保育実践の検証であり、第二に平塚が母性思想によって保育所を否定したのに対し、同様に母性主義とみなされる奥が、社会事業や愛国婦人会と一線を画した保育事業／実践に着手したその論理を解明することにある。すなわち、この保育事業／実践を検討することで、母性思想と保育所の共存の一つのあり方をこの実践に見出すことができると考えるからである。

こうした観点から、「家庭保育の欠如」という保育所の歴史的認識の形成期における、職業と家庭／育児の両立や、母性と家庭保育、育児の社会化等に対するこれらの三人の見解と保育所認識を考察し、そこに見られる意義と課題を明らかにする。

1.2 平塚、山川、奥の保育所認識に関する先行的研究概観

母性保護論争については近代日本の女性解放運動や女性思想史の観点から、多くの先行的な研究の蓄積が見られる（香内 1966, 木下 1979, 志村 1981, 今井 2005 など）。そのなかで、志村明子（1981）と今井小の実（2005）は、社会保障／福祉と母性との関わりという観点から論争を位置づけている。志村は母性の社会的保障についての平塚のこだわりを評価する一方で、母親の就労に対する否定的な態度や、育児を母子関係に閉じ込める傾向を問題視し、母の労働権の確立の必要性にも触れている。しかし、働く母のための育児の社会化に関する山川の言及についてはその主張の紹介にとどまり、母性に対する福祉という枠組みでの論争の検討を行っているにすぎない。また、今井は、母子保護法⁴⁾（1937年公布）の成立過程の検証を通して、母性の社会的保障という平塚の主張が、修正されたかたちではあれ運動に継承されたと見ている。今井も母子保護法制定への横断的な女性の運動に内在した母性主義的な限界を指摘しているが、女性たちの運動が母子家庭への経済的な要求運動に収斂し、母の就労と子どもの保育という視点を欠落させた問題性には言及していない。

平塚や山川の活動や理論についても多くの先行研究が存在するが、管見によれば、家計と家庭の二つの役割に対する見解や、保育所認識や育児観に焦点を絞った論考は見当たらない。米田佐代子（2002）は、戦前戦後を通じた平塚の思想的・政治的活動とその論理を考察して、平塚の活動や思想を近代的女性運動の枠に収めることの問題性を提起しており、消費組合活動への関わりを通じた協同自治社会構想への傾倒や自然回帰にも触れながら、平塚がそうした社会のあり方に子どもの権利重視と家庭生活の擁護を見出そうとしたとしている。しかし、米田（2002: 170）が指摘しているように、平塚の母性主義は「自然」としてではなく、「子どもの権利のための母性の権利」の追求であり、これは近代的な母子関係に根ざしたものといえる。平塚の保育所否定論について米田は、「たしかにらいてうの『子ども本位主義』には不十分な点があり、女性労働や託児所の役割を否定している点は、批判されるところである。しかし、ここで注目したいのは、そのような不十分さがあつたとはいえ、らいてうの母性主義における『子ども本位主義』には、第一次大戦後の国際的な民主主義運動の高揚期にあつて、国際的にも国内的にも人権認識が深められつつあつたという現実が反映していたということである」（米田 2002: 159）と述べるにとどまっております、平塚において「子ども本位主義」が「母性の権利」と結びついていることの問題性をあいまいにしている。この母性主義的な「子ども本位主義」が、どのような論理によって女性の労働や保育所を否定したのか、ということ自体が検討されるべきであり、それが本稿の問いでもある。

他方、戦前期の山川は、社会主義の立場で女性労働運動をフィールドとした理論的指導者であり、社会主義者としてのその政治思想をたどった研究（伊藤 2018）や、女性労働運動の理論的指導者としての考察（竹中 [1990]2011, [2000]2011）があるが、個別課題である保育所に関わる論及はない。このうち竹中恵美子は、母性保護論争以後、政治研究会綱領作成時の「婦人の特殊要求」、および日本労働組合評議会の「婦人部テーゼ」起草に至る理論活動を考察して、山川が経済や社会体制を視野に入れつつ、労働権を基本的人権として位置づける立場から、職業と母性の両立の問題を追求していると評価している。しかし、女性労働運動の基本要求お

よび理念として評価される「婦人の特殊要求」「婦人部テーゼ」には、保育所の要求に関わる記述はないので、職業と母性の両立および育児の社会化に、保育所をどう位置づけていたのかという点には言及しえていない。一方、木下比呂美（1979: 4）は論争における山川の「育児の社会化」への言及を、後の「公共的育児所」に対する山川の「確信」としているが、保育所に対する山川の具体的な認識には触れていない。そうした点をふまえて、本稿では、山川の保育所観についてあらためて整理することとする。

もう一人の分析対象である奥は母性保護論争には関わっていないが、平塚や山川とは一時期活動を共にした関係にあり、母性主義的傾向や消費者としての女性に対する関心では平塚との親和性を有し、無産者運動という枠組みでは山川とは一時期方向性を共有していた⁵⁾。しかし、これらの活動の総括のもとに、婦人セツルメントは平塚と山川からは一線を画した社会運動として立ち上げられている。宍戸健夫（[1971]1983: 256-7）は、大正期の新教育運動や無産者運動、さらにセツルメント運動などの流れを汲み、社会事業とは一線を画した昭和初期の保育事業／実践を「社会運動としての保育運動」とみなして、こうした保育運動に、反権力性、労働者階級と女性の解放、無産階級の子ども教育という特徴を見出している。無産女性の「社会学校」をうたい、社会事業とは異なった新しい保育実践を宣言した婦人セツルメントもその一つとしているが、婦人セツルメントの保育実践が何にこだわり、何を目指したのかについては踏み込んだ分析は行っていない。

婦人セツルメントに関する先行研究の知見は、消費組合運動との関連に注目したもの（阿部・成田 1982, 佐治 1980）や、協同自治による自己形成をめざす社会教育活動という側面を重視したもの（橋本 1984）、女性解放の視点から母性と職業に対する認識の分析を試みたもの（伊東 1985）、セツルメント実践を「社会運動としての社会福祉」という枠組みで捉える視点（今井 2006）等、多岐にわたっている。このうち、橋本紀子（1984: 744）は婦人セツルメントを地域に根ざした女性の社会教育運動であり、無産階級の子どもの協同自治の訓練の場であると整理し、ここに育児の社会化を積極的に提唱しえなかった母性保護論争の子ども観を乗り越えた子ども観が見られると指摘している。しかし、これは重要な指摘であるにもかかわらず、その根拠を示す詳細な分析はされていない。また、伊東滋子（1985）は、婦人セツルメントと並ぶ奥のもう一つの活動の柱であった、職業婦人と呼ばれた女性労働者の組織化の考察において、職業問題への関心と母性思想の共存という奥の活動の特徴を指摘している。奥の母性主義については他の先行研究においても指摘されているが、近代の母性思想が母による育児を前提としているにもかかわらず、奥がどのような論理で保育事業／実践に携わったのかという視点は、伊東も含めて見当たらない。しかし、平塚と同様に母性思想に立脚しつつ、保育所に関して正反対の選択をしたことが、どのような論理に基づいていたのかを解明することは重要であろう。こうした視点から、本稿ではとくに母の会の活動に焦点を当てて、母性思想に支えられた保育実践のあり方を検討することとする。

本稿の構成は以下の通りである。第2章では平塚、第3章では山川の見解を考察する。平塚と山川に関しては、雑誌等に掲載された論考から保育所や育児に関する記述を分析する。分析に用いる資料は、1920年代から30年代の論考を主として、直接保育所への言及はないものの、母と家庭、家庭と保育、および保育所認識と結びつく内容が明らかな文献も含めて対象にする。この期間に限定する理由は、この時期に育児に関する記述が多いこと、1940年代以後平塚は疎開生活に入り、また山川も左翼政党や労働運動に対する弾圧により文筆活動が困難になったことによる。

第4章では林町保育園の保育の特徴を整理するとともに、母の会の活動の意義および問題点を分析する。林町保育園の実践と論理については、奥が主宰した雑誌『婦人運動』⁶⁾に掲載された保育所および婦人セツルメントの日誌や記録を使用し、さらに同誌における奥の論考から職業と家事／育児、さらに母性に関する見解を整理し、分析する。保育所は1930年開設であるが、対象とする時期は、『職業婦人』（1923年）の創刊から『婦人運動』廃刊（1941年）までとする。保育実践とその論理の考察にあたって、職業と母性に関する奥の認識を遡って把握する必要があるからである。以下、保育所に関する平塚、山川の言説、および奥の実践と言説の分析を通して、3人が職業と家庭／育児の両立と育児の社会化、および家庭保育と保育所の関係についてどのような認識を持ち、保育所をどう捉えていたのかを考察する。

2 「母の権利」としての経済的保障——平塚らいてうの母性思想

2.1 「天職としての母」による集団保育の否定

平塚らいてう（本名平塚^{はら}明 1886-1971）は高級官僚の父と御典医の娘である母の間に生まれ、欧風文化に囲まれた幼少期を過ごし、東京女子高等師範学校（現お茶の水女子大）附属高等女学校から日本女子大学校（現日本女子大）家政科に進学した。1911年に立ち上げた同人誌『青鞥』は社会に大きなインパクトを与えたが、1914年に画家奥村博（後に博史と改名）との事実婚を始め、翌年の出産・育児を機に『青鞥』の編集から退いた。奥村はほとんど収入がないうえ結核を患い、「母性保護論争」の時期の平塚は育児をしながら文筆活動で生計を支えたとされる。職業と家庭の両立の困難さは平塚自身の問題でもあり、平塚はこの解決を国家による母の経済保障に求めた。

母性保護論争は、与謝野のエレン・ケイ批判と女性の職業的独立論に対し、平塚がこれを批判したことに始まる。さらに出産・育児期の母への国家による経済的保障を求める平塚の主張を、与謝野が依頼主義と批判したことに対して、平塚（[1918b]1984）は経済的独立の必要性を一定認めつつも、母性は権利であるとする立場から、母と職業の両立が困難な現状では、個人と社会が多く犠牲を払ってまで得なければならないものではないと、母への経済的保障の正当性を主張した。平塚の主張は、生命の源泉である母は国家的存在であり、社会の幸福や人類の将来のために子どもの完全な保護は尊重されなければならない、それは母の保護と結びついているというものであった。

与謝野との論戦が開始された頃、平塚（1916:18-27, 117）は「エレン・ケイに拠る」として集団保育に対するケイの主張を紹介している。それによれば、家庭は「婦人の創造」の場であり、家庭の復興は「夫と妻との完全な同格と自由との確立された結婚」と「社会に対して子供を育てるといふ厳粛な責任」、さらに母態を教育し、「母態に経済的安定を与へ」ることを社会的事業として認めることによって可能になるとされる。そして、ケイは、家庭の創造は子どもへの根本教育であり、職業の合間の断片的な時間でできるものではないとして、ギルマンの集団保育論を批判したとする。平塚の解釈によれば、ケイの集団保育批判は以下の点に立脚していた。集団保育は第一に、心的／霊的活動としての家庭的雰囲気醸成を阻害し、家事・育児等が持つ生産価値を否定するものであり、第二に親の教育者としての役割を軽視するものという認識である。そして第三に「職業的母」（保母⁷）の能力に対する懐疑である。こうしたケイの解釈が、以後家庭と職業、育児のあり方に関する平塚の基調になった。

新婦人協会⁸発足時点の平塚は女性工場労働者にも関心を寄せ、愛知県下の繊維関係工場を視察している。女工たちの過酷な労働実態を見て、母体保護の観点から女工たちの身体保護や環境改善の必要性を痛感した平塚は、母だけでなく子どもを救おうとするならば母の雇用を禁止して、「母は、家庭に在ることによって、（筆者注：子どもと夫の世話ができるので）最もよく国家に奉仕することができる」というテンネント（イギリス）の『工業における婦人』を引用し、母の生活を保障することで子どもが5歳までの母の就労を禁止させたいと主張した（平塚[1919b]1983: 83）。

平塚にとって育児期の母の就労は二つの点で認めがたいものであった。第一に、工場の過酷な労働は現在のみでなく将来の母性をも破壊するものであって改善が必要であること、第二に、母は人類、社会あるいは国家のためによりよく子どもを育てる責任があり、「人間そのものを創造する母の仕事」は、「人間が消費する物品を製造する労働者の仕事」よりも大切であるというものである。こうした立場から平塚は、「母の仕事と婦人の工場労働との間に横たわる矛盾をこの託児所によって解決しようとする者に対しては日頃から反対の意見をもちます」（平塚[1919c]1983: 106）と、保育所に反対する態度を明確にした。

労働環境や労働の価値に関する考えのみでなく、平塚は集団保育（原文では「衆合的育児」と記述）自体に否定的な見解を持っていた。その理由は第一に、集団保育は「子供と離れることを欲しないという母の本能に逆らわなければならぬ」こと、第二に、この本能を基礎としなければ母性教育は不完全で、「本能なくしてただ母性の教育のみを受けた職業的母は本能のみの無知な母と同様に——否、時としてそれ以上に不完全なもの」であり、第三に、衆合的育児は育児院から優秀な人物が輩出されていないように、子どものために良い結果を持ち来していない、というものであった（平塚[1919b]1983: 84-5）。確かに、当時の保育所、とくに民間の保育環境は良好な状態にあったとはいえなかった。しかし、平塚の第三の批判の眼目は、子どもの個性を無視した

画一教育という集団保育に対する不信にあった。

平塚は生物学的母親が子供の教育の最適任者であるという確信を持っており、それに対して集団保育は、職業的母の不完全な母性と子どもの個性の無視という点で、母による育児に劣るとみなしていた。集団保育が年齢に対応した共通のカリキュラムで行われることは画一性を免れないにしても、家庭保育もまた親の意向が反映しないわけではなく、保育における子どもの個性の尊重は相対的なものでしかない。しかし、母性に対する絶対的ともいえる信頼によって平塚は保育所を否定し、ことに資本家によって計画される保育所は、女性労働者を職場に留めることで男性労働者の最低賃金制と、母性保護の実現を遠ざけてしまうという見解すら表明していた。

「母性保護論争」の後に平塚は、女性の愛の解放と母性の権利要求は社会の根本改造を目標としなければならないと主張し、新婦人協会を市川房枝とともに立ち上げた。そこで平塚は、「人類の改造という使命」に向けて「婦人の天職は矢張り母である。併し新しき母の仕事は只子供を産み且つ育てることのみではなく、よき子供を産み、且つよく育てることではなければならぬ」（平塚[1920]1985: 7）と述べ、ここに母の尊い社会的意義があると宣言したのである。

2.2 「母性の権利」の基盤としての家庭

この時期の平塚は家計を支える立場でもあったが、「天職としての母」を平塚自身はどう引き受けようとしたのだろうか。当時の中産階級の例に違わず、平塚も家事や幼児の世話などは女中に委ねており、精力的な文筆活動と家計役割はその上に成り立っていた。ゆえに女中の供給が払底して後任が決まらず、炊事や掃除、洗濯、繕い物から2児の世話など、「天職としての母」の現実と直面したとき、平塚は、「これではたまらない、こんな日が今後続けばきつと馬鹿になるに違ひない」（平塚[1919a]1984: 209）と悲鳴をあげている。

この一文は、平塚が母性本能や母の仕事と、家計役割でもある文筆活動との間に葛藤を有していたことを示すものに他ならない。第1子出産後の1年を振り返って平塚は、「しかしこの何よりも大切にしている自分の仕事も、今自分一個の満足ということをほかにして公平に、冷静に、人類全体という立場から観察するとき、子供を立派な人間に造り上げるという仕事——種族への奉仕と比較して果していずれにより多くの価値を置くべきであろう」と問いつつ、母としての生活のみでは満足できない自分がいること、それは「物質的生活の必要が私にそれを許さないばかりでなく、個人としての私自身の内部の要求もまた私にそれを許してはくれない」と、気持ちの揺れを吐露している（平塚[1917]1987: 101-2）。

さらに平塚は、「母の仕事」や「家庭の幸福」に浸りながらも、夫や子どもから離れて「思ひさま自分自身の仕事に没入してみたかつたり」してもがく「私」——平塚自身が想定される——を描いている（平塚[1918a]1988: 379）。そこで平塚は、「けれどもいくら可愛い子供のためだからといって子供のため自分の生命である仕事までも総て総て捨てなければならぬものでせうか」「私がこの母の職務に、子供を立派に育て上げるといふことに目下の生がひを見出すことが出来ますなら、そしてこれを自分の仕事と考へることが出来ますなら、又は良人の仕事を直に自身の仕事としてそれに満足することが出来ますならこんなに苦しまなくともいふのでせう」（平塚[1918a]1988: 387）と、妻・母の仕事と、個としての自己の欲求とに引き裂かれる「私」の苦悩を書き連ねていた。平塚は職業と家庭の両立が困難な女性の経済的独立のために、家庭労働とくに育児に関わる母の仕事の経済的価値を主張したが、平塚に必要なだったのは両立のための子育ての共同化ではなかったのだろうか。

このように、母を最良の保育者とみなす平塚には、共同の子育ては想定されていなかった。仕事と育児の両立への葛藤を抱えつつ、平塚（[1924]1987）はわが子を自らの手でいかにによりよく育てるかということに気を配る母でもあった。1921年に転地療養を理由に事実上新婦人協会の活動から離脱した平塚は、2年近くの間、東京を離れて家族水入らずの家庭生活を送った。米田（2002: 159）は、平塚の母性主義を子どもの権利を重視した「子ども本位主義」と指摘しているが、自然の中で育まれる子どもたちの感性を詩作に向かわせ、自らの教育方針に沿って公教育を拒否して子どもの小学校を選択する平塚は、童心を望ましいとするとともに学歴主義も併存させた新中間層の「教育する母」の一人でもあった⁹⁾。

平塚の母性主義、すなわち「母性の権利」が基盤とする家庭は、個別家族において性別役割分業のもとに生活を営む近代的な新中間層の家庭であった。しかし、母の権利・子どもの権利を社会的なものとして捉える平塚に

として、母の仕事は家庭内では完結しえないはずであり、平塚の「母性の権利」はそうした矛盾を内包していたといえる。

第二次大戦後平塚は平和運動や母親運動に関わる。それは、戦前期からの家庭や母の仕事の価値へのこだわりの延長にあったといえよう。しかし、そうした運動に関わるなかで、平塚（[1955]1982）は家庭と職業の両立は可能ならば望ましいとして、そのための保育所を認める見解を示すようになった。後に平塚は、保育所に対する自己の認識の変化を次のように述べている。

この当時のわたくしは、工場が設置する託児所に反対するのはむろんのこと、いわゆる保育所というものに対しても、集団育児そのものへの押えがたい懸念から、反対意見をもっていました。しかし、その後この考えは、大幅に変わっております。（平塚 1973: 53）

戦前期に保育所に反対した理由がどうして変わることになったのかは不明である。平塚が育児や家事の使用価値をいち早く提起し、不払い労働に対する経済的保障を主張したことは、育児に対する扶助の先鞭をつけたといえよう。しかし、それは家庭保育こそあるべき育児のあり方とする認識と、その担当としての女性の役割の固定化の上に成り立つものであった。

3 保育所の「理想」と現実の間で ——山川菊栄の保育所観

3.1 家庭に勝る育児の場としての保育所

山川菊栄（1890-1980）は、水戸藩士の出自を持つ母と食肉加工の技師である父を持ち、東京府立第二高等女学校（現都立竹早高校）時代に、祖父の死によって母方の青山家の戸主となった。女子英学塾（現津田塾大学）を卒業後、1916年に社会主義運動の活動家であった山川均と結婚し、社会主義では数少ない女性の理論的指導者としてその地位を確立した。戦時中も社会主義者の立場を変えず、戦後は1947年から51年まで初代労働省婦人少年局長を務めた。

山川（[1918a]1984, [1918b]1984）は母性保護論争において、家事・育児が不払い労働であり、その労働の使用価値に対する経済的要求は正当であると指摘し、さらに、育児期の母は内職に従事すればよいという与謝野の意見に対しては、育児と職業の両立を原則とする立場から、内職よりは育児の社会化によって母の負担を軽減し、職業生活に役立たせるべきと主張した。しかし、育児の社会化の具体的な内容には触れておらず、資本主義の社会ではこれらの問題の根本的解決は不可能であり、新しい社会制度が必要と結論づけている。

しかし、翌年の『国家学会雑誌』では、山川はイギリスの婦人産業調査会の調査報告の序文を引用し、集団保育の必要性を次のように述べている。少し長くなるが、山川の保育所の基本認識が記されているので引用する。

総テノ他ノ仕事ニ於ケルト等シク、育児ニモ亦タ巧拙モ好悪モアリ得ル以上、然モ子供ニトリテノ問題ハ、誰ニ依テ育テラルハカニ非ズシテ善ク育テラルルニ至ルヤ否ヤニ在ル以上、専門家ニ依ル子供ノ共同哺育ハ毫モ非難スベキ性質ノモノデ無イノミナラズ、母子双方ノ利益ノ為メニ大ニ発展ノ必要アル事業ダト思ハレル。

（筆者注：家庭は育児所ではなく、親の休息所・仕事所を意味しているので、子ども本位でもなく、親本位でもないために）相互ノ利益ヲ折衷シタ不徹底ナ生活、不徹底ナ育児法ヲ以テ終ルガ常デアル。然ルニ是ヲ専門家ニ委ヌレバ、純然タル子供本位ノ養育ヲ施スコトガ出来、其健康ハ育児家トシテノ教養ナキ母親ニ家事ノ片手間ニ守ヲサセルヨリ遙ニ優良ナルベキ事ハ疑ヲ容レナイ。（中略）

社会ハ今日マデ母ノ本能ノ能力ヲ過信シテハ居ナカツタカ。人類社会ノ幼稚ナ時代ニ於テコソ、母ノ本能ハ種族維持ノ最良ノ或ハ唯一ノ方法デモアツタデアロウ、ガ、今日ノ如キ社会ニ於テハ、人ノ子ノ哺育モ亦タ、植物ヤ動物ノ培養ト等シク、アラユル新知識トアラユル新設備トヲ以テ、熟練セル専門家ノ手ニ委ネラレタ方ガ幸福デハアルマイカ。

(中略)

要スルニ、家庭労働ノ全部又ハ少クトモ大部分ヲ共同的組織ノ下ニ移シ、育児ヲ専門家ノ手ニ委ネテ婦人ヲシテ、各自ノ好ム社会的勤勞ニ従ハシムベシ、トイフノガ私ノ意見デアル。

尤モ母親ノ希望次第デ子供ヲ自ラ育ツルコトハ許サレテ好イ筈デアル。故ニ母親ニ対スル育児扶助料ノ施設モ確ニ一理アルコトデアル。是ハ公共的育児所ノ設備ト相俟ツテ行ハレテ好カラウ。(山川[1919b]2002: 44-6)

ここで山川は、「母ノ本能」に対する過信を批判し、子どもはだれに育てられるかが問題ではなく、よく育てられるか否かが問題であると述べ、家事労働の共同化、専門家による保育の社会化を提起した。封建性が残る家庭は家長中心になるため、その結果として母は妻としての役割に侵食されて、家事が主に、育児は従に陥りやすいので、家庭は子どもを養育する最適の場ではなく、子どものためには専門家に依る保育が必要であると指摘している。そのうえで母親には自らの手で育児をする選択も許されること、この場合の母親に対する育児扶助料の制度は、公共的育児所の設置とともに行われるべきであるとも言明している。

山川の公共的育児所の主張は、「母ノ本能ノ能力」への不信、専門家による育児への信頼という点で平塚の育児観の対極にあったといえよう。こうした育児の専門家への信頼は、ソヴィエト・ロシアの保育所モデルによるところが大きい。しかしその後、政治研究会での無産政党綱領問題討議に向けて山川が起草した「婦人の特殊要求」¹⁰⁾や、日本労働組合評議会において執筆した「婦人部テーゼ」¹¹⁾では、専門家による保育が掲げられることはなかった。

保育所は本来女性だけの特殊要求ではないが、働く母には必要な施設であった。「婦人の特殊要求」では「乳児を有する労働婦人のためには休憩室を提供し、三時間毎に三十分以上の授乳時間を与えること」、また「婦人部テーゼ」でも、「乳児を有する婦人労働者には三時間ごとに三十分以上の授乳時間を与えること」という項目が掲げられている。授乳を行う女工は、子どもを工場内保育所に預けているか、授乳時間に自宅から家族が連れて来るケースが多かった¹²⁾。工場内保育所の環境は決して良い状態とはいえず、自宅保育の場合は年長のきょうだいが面倒を見ているケースもあり、工場内保育所の改善や設置の要求は考えられてよいはずであった。翌年に山川([1926]1982)はフランスの無産政治団体における、「50人以上の婦人を雇うすべての企業においては、托児所または育児室を提供すること」という要求を紹介しているので、保育所を「婦人の特殊要求」に載せなかった理由は判然とはしない。山川は理念としては保育所を家庭に勝る保育の場と推奨したが、保育所のあり方についてはどのように認識していたのだろうか。

3.2 貧民対策に留まらない保育所のあり方へ

ソヴィエト・ロシアの保育事業／保育実践について山川(1921: 3-4)は、女性が「自分が^(マツ)好きな仕事」に従事し、「経済上の独立」を得て、「母としての責務をも全うする最善の方法」として、「総ての母親を国庫で扶養し、母親の職業的活動を助けるために、大仕掛けな托児所、幼稚園等の設備が全国に普及されようとして居」と評価している。しかしその一方で、日本の保育所については、「(筆者注：貧民窟や工場附属の託児所や幼稚園は)道楽に捨児を拾ひ集めて豚小屋にでも飼^(マツ)てあるとでも云ひ度いようなその不潔さ、乱雑さ、あれを見て託児所を祝福する親は滅多に在りますまい」と批判し、「未来の賃金奴隷の飼育場」と酷評していた。

ほぼこの時期に山川([1930]1990)は、自分の療養と仕事のために、2歳に満たない子どもを1日二葉保育園に預けた経験をしている。子どもの年齢や住居から考えると二葉保育園での経験は1920年頃のことと思われる。女中不足と社会主義者に対する取締りが厳しくなる中で、退職した女中の後が埋まらず、女学校の同級生だった園長の徳永恕を頼ったという。徳永は学生時代から二葉保育園に関わっており、山川も二葉を再三訪ねていたもので、当初預けることに違和感はなかったという。しかし、実際に子どもを預けてみると、他の園児たちとの生活習慣や衛生感覚の差異に不安を抱かざるをえなかった。山川は、園児たちが「埃の立つ炎天の下を裸足で走りまわり、ポンプで井戸水を汲み出してはガブ／＼やっていた。疫痢などもはやってゐる時分で、一寸こわい気がした」(山川[1930]1990: 25)と記している。しかし、徳永は保育園に来る子どもたちはこれでも丈夫に育つと意に介せず、山川は貧児たちの死亡率の高さを思いつつ、「やはり他に方法を求めるほかないこ

とを感じさせられ」て、二葉保育園への通園は1回で終わったと述懐している。理念としては保育所を推奨した山川にも、保育所の実態との間に距離が存在した。それは都市下層と中産階級／新中間層の間の生活習慣や衛生感覚、子育て文化等の異なりに根ざしていたといえる。

これに先立ち婦選獲得同盟の宮川静枝の1子が百日咳で早世しており、この回想は保育先の二葉保育園の病児対応が問題視されていたことに関連していた。近代的設備を持った公立保育所が増設されていた時期ではあったが、民間保育所の保育環境は必ずしも良好とはいえず、貧児たちの死亡率の高さや、集団生活における感染症の拡大も指摘されていた。そうした中で山川や宮川らの知識層の保育所利用は、それまでの貧児保護中心の保育所のあり方に変革を求めるものであったといえよう。すでに山川（[1919a]2002: 10）は、資本主義化とともに勢いを増している中流階級の女性の職業への要求は、経済上の逼迫のみならず独立自主の欲求の発現であると指摘していた。この山川の分析は、職業婦人と呼ばれた職業のうち6職種を対象とした東京市社会局（[1924]1995: 169-76）の調査報告¹³⁾における「職業婦人の感想並に希望」にも裏づけられており、「託児場、児童遊園地の設置」「炊事、洗濯、裁縫等の社会化」「乳児預り及託児場の設立」などの要望が挙げられていた。こうした職業婦人の状況について、東京市社会局は中産階級女性の職業要求の拡大は、未婚・既婚問わず「婦人に対する経済上の圧迫と共に、独立自主の抑へ難き欲求の発現であると思なければならぬ」（東京市社会局[1924]1995: 44）と山川同様の分析をしていた。

山川は先の回想で、保育児の死亡を減ずるためには、保育施設基準の目標を最低の生活標準から最高生活標準へと引き上げることが重要であると指摘し、「即ち社会が全く異なる基礎の上に組織し直され、すべての母親が、安んじて吾子を托し得るような公共的設備が、今日の救貧施設に代る時代とならなければこの種の悲劇はその跡を断たないであらう」（山川[1930]1990: 27）と締めくくっている。保育所が下層のみでなく、階層を超えて働く母とその子の施設となるためにも、「最高生活標準」が目標とされねばならないことは、戦後の保育行政にも問われた課題であった。

設備の問題だけではなく、山川は専門家の資質にもこだわっていた。『婦人公論』の記者・風戸秀子の職業と結婚の両立に関するインタビューに対し、山川は子どもを預ける完全な場所として保育所の必要性を強調し、一定の時間他人に子どもを預けることは母子の愛情に隔たりを与えることはないと答えている（風戸1935: 別8）。とはいえ、山川は保育の実践者たちには次のように厳しい目を向けていた。

現在の托児所は、折角あつても子供が乱暴に扱はれるので、安心して預けることが出来ません。もつと資本を充分にかけて、設備をよくし雇ふ保母も性質がよく教養もあつて欲しいと思ひます。托児所が殖えればそれこそ婦人の働く分野が広まつて、未婚婦人にもいゝ育児の経験になるわけです。（風戸1935: 別8）

保育所の質に対する山川の批判は、平塚のように専門家による保育の意義を否定するものではなく、むしろその向上を望むものであった。山川は、女性の就労は時代の趨勢であるという認識のもとに、母の就労の自由という選択肢は残したうえで、家事労働を共同化し、育児を専門家に委ねて、自ら好む社会的勤労に従事すべきであるという原則を立てていた。

すなわち自ら母たらんとする要求を持ち、母としての適任者たることを自信する人々のみが母となり、子供らは親が親自身の仕事と休息と修養と娯楽とのために必要とする時間の間は、子供本位の建築と設備とを有する公共育児所の中に、自己の天分を信じて、数ある中でとくに育児の業務を選んだ専門家によって、保護愛育せられることを希望する。

……またすべての婦人が一様に原始的な家庭の雑役と育児とを唯一の業務とする代りに、おのおの好むところ、適するところに従つて労働し、子供は専門の育児家によって、子供本位の生活を享樂し、家庭は半野蛮時代の作業場たる状態を脱して、相愛する人々の和樂の家庭となつた時、大人といわず、子供といわず、人類の生活は今日よりも悲惨だと断定されるのであろうか。（山川[1920]2011: 195）

山川はすでにこの時期に、「育児の社会化」「育児期の母の就労の自由」「最高生活標準を目標とする保育所の基準」という、今日的な課題でもある保育の基本理念を示していた。後年山川（[1972]1976: 212）は、自分の出産・育児経験を振り返って、どんな貧しい母も国費で安全な産院を利用でき、仕事を持つ母、病気の母のために完備した保育所をくまなく設けることを願ったと述懐している。しかし、貧民対策に留まらず利用階層の広がり望んだ山川が、その実践への道筋を提示することはなかった。

4 母性思想と保育所事業——奥むめおの実践と論理

4.1 生活の運営主体としての女性——「消費から出発した生産事業」へ

奥むめお（1895-1997 戸籍名は梅尾）は福井市の比較的裕福な鍛冶屋の8人きょうだいの長女で、病身の母に代って小学生の時には家事から家業の手伝いまでこなしていたという。父は家庭では専制君主であったが、その一方で子どもの教育には熱心であった。日本女子大学家政科を卒業後、奥は『労働世界』の記者を経て、詩人で翻訳家の奥栄一と結婚して2子をもうけた。

奥の活動は多岐にわたっている。平塚に請われて新婦人協会に関わり、平塚と市川の離脱後に女性の政治活動を制限した治安警察法第5条の改正を実現した。しかし、この運動が一般の女性たちと乖離していたという反省から、新婦人協会解散後、奥は職業婦人や農村女性、市井の主婦などの無産女性に運動の照準をずらし、雑誌『職業婦人』を媒体として、職業／労働婦人の交流・啓蒙活動や、消費組合、産業組合（農業協同組合の前身）をフィールドに、家庭生活の合理化／改善運動へと活動の方向を転換した。婦人セツルメントはそうした活動の実践の場であったともいえよう。一般的には、職業婦人＝公的領域・生産、家庭の主婦＝私的領域・再生産（消費）と分けられるこの二者について、奥はどのような論理で活動における共存を試みたのだろうか。

まず、奥（[1927]1990）は職業婦人の増加を社会的・経済的必然とみなし、資本主義経済の下では職業婦人の賃金は男性に比べてより低いという必然的要求の下に置かれているので、女性の職業問題は労働問題としての婦人問題であるという認識を持っていた。加えて、女性たちが封建的家父長制度の桎梏から解放され、家庭の雑務や母性としての過大な負担を国家や社会が分かち持つことによって、女性は初めて経済的に独立した職業婦人となるとも述べていた。しかし翌年に奥は、「これまでと全く無視され勝ちであつた母の気持、家庭婦人の立場、子供の保護を社会に提案し、これを要求し、つひに行はれるまで撓ゆまぬ叫びをつづけてあげてゆくための一つの機関とならねばならぬ」（奥[1928b] 1990: 6(5) 25）¹⁴⁾と、消費者としての主婦の組織化を提起するようになった。

奥は平塚や山川と同様に、女性が担う家事や育児を不払い労働として認識していた。とはいえ、奥は、「婦人こそはその消費生活を通して、生産と消費の統制をはかるために、婦人らしく働く部署を作り出すべき」であり、それにより「営利社会の傭人として月給を貰ふ職業婦人ではなく、理想社会をめざす生産者としての婦人の働き手になることが出来るのであるし、同時に少しばかりの月給や日給をうるよりも有利に、消費経済生活を建て直してゆくことも出来る」（奥[1934b]1991: 12(5) 10）として、「消費から出発した生産事業」に女性の活動を方向づけた。「消費から出発した生産事業」とは何を指すのか具体的には示されていないが、ソヴィエト・ロシアの家事・育児の共同化・社会化を参考に、日本の状況も考慮した消費組合活動であったと推測できる。共同の炊事場や洗濯所、消費組合による家事や消費活動の共同化・合理化など、それらによる家庭の労働の削減は、『職業婦人』発刊当初から奥の一貫した主張であった。こうした共同化によって、過重の負担である家事雑務から女性を解放して、消費組合活動も含めた協働に主婦たちの参加を促し、不払い労働である家事・育児を社会的な営みに組み込み、経済的に価値づけることを構想していたといえよう。

1930年代になると、母性保護を軽視した労働条件・労働環境による妊娠・出産への悪影響を懸念しつつ、奥は、「この金子の世の中で金子儲けにならない母性的仕事にあけくれすることの馬鹿々々しさを嫌つて、収入ある職業生活に飛び込んで行く女の多さ」と、女性労働者の増加の流れを批判するようになった。加えて、資本主義下の職業生活は雇用者側の採算の内にあって女性のためではなく、むしろ家庭では不経済になると述べ、さらに「種族の運命を背負つてゐる母性たる女の働きがたゞ、金子儲けにならないことの故に卑しめられ、あとまはしにされ、どんなに多く、人類の不幸が齎らされてゐるか知れません」（奥[1934b]1991: 12(5) 8）と母

性主義的な傾向を鮮明に打ち出して、将来の種族の守りへの対策が必要という国家主義的な立場を掲げるようになった。

しかし、盧溝橋事件を機に日中戦争が本格化した 1937 年には、出征家族の増加や工場の生産増強といった社会状況を背景に、奥 ([1937a]1991, [1937c]1991) に共稼ぎを評価する言説が見られるようになる。しかし、奥 ([1937a]1991) の基本的立場は、共稼ぎが母性という尊重されるべき「性能」を拒否するものであってはならず、不払い労働である家事や育児の重圧からの解放をめざす生活改善の活動と一体のものでなければならないという、母性的存在としての女性を前提とするものであった。

消費者としての生活改善事業を母の活動の基軸とし、女性の就労、とくに育児期の母の就労については積極的ではない奥が、職業婦人の組織化や¹⁵⁾、セツルメントおよび保育実践に取り組んだ主要な目的は、生活の運営主体としての女性の組織化にあったといえよう。婦人セツルメント開設にあたり、奥 ([1930]1990: 8(7)38-9) はその目的を、無産の女性たちの生活に根ざした道場、協同自治の場であり、無産者運動の一翼を担う「志を同じうする全ての婦人に解放する社会学校」の創出と明言していた。

従来、セツルメントの仕事は所謂社会事業として、恵まれた階級の人々が進んで恵まれざる生活の人々の中に入つて行つてこれを指導し、教へ、慰安する程度の職能を持つものと考へられ、且つ、そのやうにして行はれて来てゐるやうであります。この考へ方は私たちの肯定しえない處であつて、私たちは、この「家」を私たちの道場とし、私たちの学校として、近隣の大人や子供と一緒に生きつゝ私たちプロレタリアに必要な社会的自覚と、階級的闘争力を育成する機関としなければならぬと心構へてゐます。(奥 [1930]1990: 8(7)39)

婦人セツルメントの事業は林町保育園を初め、一般健康診断や妊娠調節相談などの保健指導、編物・裁縫の教授やその他の講習、母の会、母の会消費組合など多岐にわたっている¹⁶⁾。とくに奥は消費組合活動を婦人セツルメントの柱としており、そのためにも主婦／母の組織化は主要な課題であった。奥の保育事業／実践は必ずしも就労による女性の経済的自立を主眼に置くものではなく、むしろ母と子の生活改善に力点があったといえよう。平塚は母性思想によって保育所を否定したが、同様に母性思想を重視するにもかかわらず、奥はどのような論理で保育所事業／実践に力を注いだのか、次節以後、奥の母性思想と保育実践との関連について具体的に分析する。

4.2 林町保育園の実践と論理

4.2.1 利用者の階層

まず、奥が「無産者」と呼んでいるこの地域の人びと、特に保育利用者はどのような階層であったのだろうか。1930 年 10 月 1 日に林町保育園が開所して早々に、入所希望者は定員 100 人を超え、待機児童も出た。対象年齢は満 3 歳以上学齢まで、保育時間は 7 時から 3 時まで (後に 4 時まで)、保育料は 1 か月 1 円 50 銭¹⁷⁾、日納 6 銭であった。近隣には東京市から特定地域と指定されていた深川区富川町や猿江裏町があり、後に婦人セツルメントが借り受ける隣接の建物は労働者宿泊所であるなど、一帯は下層の人びとの居住地域であった¹⁸⁾。

表 1 は初年度の報告を基に世帯主 86 人¹⁹⁾の職業構成を、東京旧市域 8 区²⁰⁾の民間保育所、および中川清 (1985) が算出した東京市要保護世帯生計調査 (旧市域) の職業類型と比較したものである。比較に用いたデータは 3 年の幅があるが、金融恐慌 (1927 年) または昭和恐慌 (1930-31 年) の時期に重なっているため、不況下の都市下層の状況の比較ができよう。これによると、次のような傾向が見られる。保育所利用世帯の 2 調査を要保護世帯調査と比較すると、工業の従事者割合には大差がないが、商業従事者の割合が高く、その一方で日雇役などのその他有業や無業が少ないのが特徴的である。

次に林町保育園を旧市域の民間託児所に比較すると、工業および商業ではそれほど大きな差は見られない。他方で交通関係の割合が高く、公務自由が少ない傾向が見られる。しかし、この時期には車夫などの日雇い力役型はほとんど姿を消しており、交通も雑業型の要素を持っていた。こうした世帯主の職業構成をみると、不況下でも保育所利用世帯の多くは商業などの雑業型の職業に含まれつつ、一定の生活基盤を維持していたと

表1 世帯主の職業構成

大分類	林町保育園※ ¹ (1930.10)		市域民間託児所※ ² (1928)		市要保護世帯生計調査※ ³ (1931)	
	世帯主		世帯主		世帯主	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
農業	0	0.0%	0	0.0%	—	1.1%
水産業	0	0.0%	3	0.2%	—	
鉱業	0	0.0%	4	0.3%	—	
工業	33	38.4%	648	41.4%	—	36.9%
(うち、土木・建築)	(4)	(4.7%)	(143)	(9.1%)	—	(10.7%)
商業	33	38.4%	477	30.4%	—	16.8%
交通	5	5.8%	22	1.4%	—	6.9%
公務自由	7	8.1%	243	15.5%	—	3.2%
家事使用人	0	0.0%	33	2.1%	—	0.4%
その他有業	1	1.2%	99	6.3%	—	12.5%
無業	7	8.1%	38	2.4%	—	22.2%
不明・他	—	—	—	—	—	—
合計	86	100.0%	1,567	100.0%	—	100.0%

※1 『婦人運動』9巻5号(1931)p26より作成。

※2 東京市社会局「保育児童に関する調査」(1928年東京市社会局季報第2号)より作成。市内民間保育所中、40施設の集計による。

※3 中川清『日本の都市下層』(1985)p298より作成。

表2 林町保育園園児保護者(世帯主)職業(86名)

職業型	工場型		家内工業型		計	割合
	人数	割合	人数	割合		
工業型	化学工業	6	洋傘製造	1	25	29.1%
	鉄工	4	印刷屋	1		
			印刷屋	3		
			ブリキ金網	4		
			ボール木箱業	2		
			メリヤス製造	1		
力役型			仕立屋	1	9	10.5%
			洗濯屋	2		
	小計	10	小計	15		
	雇人の力役		雇人の力役		9	10.5%
	軽木職	1	人夫	1		
	建具職	2				
雑業型	大工・左官	4				
	硝子職	1				
	小計	8	小計	1		
雑業型	商業		公務・自由		45	52.3%
	商業	21	医・ハリス	2		
	飲食店	4	勤め人	3		
	宿屋	1	太神楽	1		
	理髪店	3	修験者	1		
	湯屋	2				
	外交	1				
	葬儀屋	1				
	小計	33	小計	7		
	無業	7	失業と不明	7		
計					86	100.0%

『婦人運動』(1931)9巻5号p26から作成。

推測できる。

表2は中川の分類を参考にして作成した林町保育園の利用者の職業分布である。商業を中心とした雑業型が半数を占めている。また、世帯の約8割を占める商業と工業に従事する世帯では、その多くは小規模な自営業であることがわかる。

一方、母の職業構成については、通勤および内職で働いている者35人(内訳不明)、家業の補助者27人で、総数を86人と仮定しても内職を含めて働く母は72%を占めていた。他方、中川(1985:311)は、1931年の東京市社会局の要保護世帯生計調査では女性の有業率は副業を含んで15.8%で、すべてが妻だと仮定しても33.4%に留まると算出している。職業別の記載がないため保育園の母たちの職種は不明であるが、有業率の高さは雑業、特に商業の割合の高さによるものと推測される。

こうした保護者の職業構成は、「貧しい小市民の居住区域で、家内工業に近い小工場の労働者や小商人や、さゝやかな内職に従事する母親が多」い(奥[1931]1990:9(5)4)という奥たちの感想を裏付けている。父母の教育程度はほとんどが尋常小学校卒止まりで、母の2〜3割は未修了であったとされる(『婦人運動』[1934]1990:12(6)55)。しかし、園児は来訪者が予想しているような「大してひどい身なりをした子もゐな」(『婦人運動』[1933]1991:11(8)13)だった。柱時計や籠と餌つきのカナリア、ダルマストーブなどの備品が保護者から寄付され、冬季の暖房費10銭/月の徴収も保護者からの提案で決定された。さらに第1期の卒園児たちから園への記念品の寄贈があり、それが恒例化されるなど、豊かではない保護者たちが進んで協力する姿勢が見られた。園児の遠足に付き添う保護者も現れ、写真店開業準備中の保護者がカメラを持参して園児の記念撮影をしたという記録もある(『婦人運動』[1935]1991:13(6)55)。

とはいえ、開設初期の頃には保育料の滞納者も恒常的に存在していた。園では赤字補てんのために、母の会の有志からの申し出により一口50銭の託児部奨励会員を募った。しかし、その金額が負担になる家庭も存在し、それにもかかわらず困窮状態を否定するために免除制を適用できず、退所を止められなかったという事例が記されている(『婦人運動』[1932]1991:10(1)55)。中川(1985:264-5)が指摘したように、1930年代の東京の都市下層は「細民地区」から周辺の地域に分散して不可視化され、個別的な要保護世帯として把握されるようになりつつあった。保護者の職業構成からも婦人セツルメントの周辺は、低所得者を中心に要保護世帯等も混在する地域であったと推測され、奥のセツルメント活動と保育実践は、こうした階層の人びととその子どもたちとともに始まった。

4.2.2 子どもたちと保育方針

これまで多くの保育者たちが経験してきたように、奥や保育者たちもこうした地域の子どもたちの文化に触れることになった。開所前の招待会に来た子どもたちは、「おさらひを見てあげるといふピラをやつてある筈なのに、勉強しさうな恰好をした子は一人もゐ」ず、「女の子は悲しい話を聞かせろと言ふ。男の子は荒木又右衛門の話が聞きたいと言ふ。あひにくどちらもち合せがない」。話を聞いているのは5, 6人で、あとは鬼ごっこ、柔道、黒板にいたずら書きという状態だった（『婦人運動』[1930]1991: 8(8) 60）。しかし、当初の奥の基本的立場は、二葉保育園が貧民幼稚園として発足して以来、多くの保育所が試みてきた幼稚園を手本とする実践——既成の社会秩序に順応する市民化教育——に対して、社会事業と一線を画した無産者運動の後衛の育成にあった。その保育内容は次のように記されている。

子供たちに、いはゆる幼稚園式の歌を教へたり、おユージやダンスを真似させたりする事を以て第一義としてゐない当保育園では、のび／＼と遊べ、あそべ、と、きはめて開放的に保育してゐるものですから、子供たちは常に水のやうに奔放で、風のやうに軽快、ともすれば行儀も規律も知らぬ野育ちのわんぱく^(ママ)子僧そのまゝであります。（中略）たて混んだ市内に手狭く住んでゐて、忙しい両親のそばで多くは道ばたに打やられて生長してゐる子供たちを大きく伸び／＼と生かすには、従来の幼稚園式保育方針には数々の誤謬があると敢へて云ひたいのであります。（中略）やがて苦難多い実社会に立てば、申分なく圧縮されて、而もなほ、闘うて生きてゆかねばならぬ運命を負うてゐる子供たちばかりですから、幼けない内にしつかりと心身の土台を作つてゆきたいと思ふばかりであります。（奥[1931]1990: 9(5)24）

このように林町保育園の保育の基本方針は、第一に協同自治の訓練であり、それは幼稚園式の保育と異なり、無産の子どもたちが強く賢く生きていくための土台作りでもあった。

第二の方針は保健第一主義であった。「しつかりと心身の土台を作」るために子どもの健康が重視され、園は他の託児所同様、嘱託医による検診と治療、偏食や買い食いの矯正、衛生知識の啓蒙に取り組んだ（奥[1931]1990: 9(5)28）。保育所に共通した子どもたちの持病ともいうべき、虫歯とトラホーム・結膜炎の罹患率は変わらず高く、歯磨きの習慣もこの地域の子どもたちにはまだ浸透していなかったと推測される。開園早々「歯をみがきませう」運動を開始し、通常の検診の他に口腔衛生指導を行った。また、開設2年後の眼科検診の記事には重症トラホーム2名、軽い結膜炎10名とあり、園は治療のための点眼を行っている（『婦人運動』[1932]1991: 10(7) 62）。

偏食と買い食いは他の保育所にも共通した課題であり、開園早々、園では子どもたちのお弁当のおかずについて集計し、栄養と偏食、間食の問題について母たちに注意をうながしている（『婦人運動』[1931]1990: 9(1) 56）。園では偏食の改善と栄養食の供給の一方法として昼食のおかず給食に取り組んだ。毎日母2名ずつの手伝いのローテーションで共同炊事を開始し、家庭の食膳用にも実費で分けた（平均1食2銭程度）（『婦人運動』[1933]1991: 11(7) 62）。奥は以前からソヴィエト・ロシアの共同炊事や、機織産業の共同炊事組合などに関心を持っており、おかず給食には家事や育児の共同化・合理化により、家事労働や家計に関わる母たちの時間や経費の負担を軽減する意図があった。

さらに、共同炊事は母親教育という意味も持っていた。ひじきと油揚げの煮物は実費1銭3厘で済む安価な栄養食にもかかわらず、ひじきを知らない子どもが過半数いたという（『婦人運動』[1933]1991: 11(7) 62）。同様の方式でおかず給食を行った東京帝国大学セツルメントは、「朝も晩も行きとゞいたものを母親達が用意する様に調理の知識をあたへるために給食の手伝ひに母親達を参加させて来た」（大森 1937: 68）と母親教育の目的を明記している。すでに新中間層家庭では妻／母の手料理による一家団欒が文化となり、「不良住宅地区」でも各戸に台所が設置されはじめていたが、都市下層およびその周縁の世帯ではそうした家庭生活とは依然遠いところにあったと推測される。しかし、奥は家事の省力化によって生み出された時間を、母／主婦の役割を通じた社会的活動に向けることを重視しており、おかず給食を母親教育の目的とする記述は『婦人運動』のセツルメント日誌に見られなかった。それでは、奥は保育所やセツルメントに対する母たちのどのような関わりを期待していたのであろうか。

4.3 母の会の組織化と活動、その意義と課題

無産者運動の後衛として社会事業とは一線を画して出発した婦人セツルメントではあったが、おかず給食や手作りおやつの実践など新しい試みはあったものの、その事業や内容は社会事業に対立するものではなく、二葉保育園が先駆者となった衛生教育や情操教育、健康管理など既存の保育実践から外れたものではなかった。2年後には優良社会事業団体として国や東京府から表彰され、奥も自らの事業を社会事業と称するようになり（『婦人運動』[1933]1991: 11(3)72）、当初の無産の女性たちの道場という意気込みは薄れていったが、しかし奥がこだわり続けたのは、保護者特に母の会の組織化とその活動であった。本節では母の会の組織としての性格とその活動を整理する。

保育所の母の会（「親の会」「保護者会」とも称された）は、保育所と家庭の意思疎通や育児知識・教養などの母たちの啓蒙、生活改善などを目的に、二葉保育園が先鞭をつけ、多くの保育所が継承してきたものであった。しかし、それは保育者側からの伝達や家庭との疎通、母親教育／指導などが主で、母たちの主体的な関わりは少なかった。奥はこうした伝統を一方では継承しつつ、母の会をセツルメント活動における地域の主婦たちの組織化の一部として捉えていた。すなわち、無産階級的主婦たちを家庭の封建的な因習や雑務から解放し、主婦／母という立場を生かした社会活動への参加を促して主体的な協力者に育成する、その拠点として母の会を構想していた。その構想のもとに開設の翌年には母の会を中心とした消費組合準備会を発足させている（『婦人運動』[1931]1990: 9(4) 40）。

奥は婦人セツルメント発足に先立ち、子ども招待会や主婦会を開催して、地域の母たちにセツルメントの企画や活動への理解と協力を訴えている。開所間もない11月には保育園児の母の会を開催し、担当係の分担や冬季暖房費の徴収を決め、さらにお弁当のおかずのデータを基に栄養や偏食・間食の注意を行っている（『婦人運動』[1931]1990: 9(1)56）。この時点では母の会は従来の保護者会と遜色がなかったが、翌年の第1回卒園式には、母の会は、受付や接待、会計などを手伝い、同年4月には幹事会を持つようになった。婦人セツルメント日誌には、この母の会の当面の指導の力点を消費組合の実行に置くことと述べており、母の会が「私たちの介添役で立つてゆくものではなく必ず母たち自身の手で、ぐん／＼働いてゆくべきものであるといふことを、特に注意しておいた」（『婦人運動』[1931]1990: 9(4)40-1）と記されている。

その後母の会は、卒園児の母や地域の希望者にも開かれた会費制のセツルメント母の会に組織の性格を変えていった。しかし、保育園児の母は母の会に必ず加入することになっていたようである。1933年5月の『婦人運動』には母の会規則の印刷が出来上がったとあり、会費は10銭／月で、会長が奥、創立当初からの会員であった母の一人が副会長で、会計も母から選出したと記されている。母の会は月1回の幹事会と定例会を基本にしており、会員総数は不明であるが、会計は古い会員の未納会費の徴収や領収袋・済印の作成など積極的に事務を進めた（『婦人運動』[1933]1991: 11(4) 50, 11(5) 49）。このように、母の会は消費組合への関わりのみでなく、会員の範囲や会費徴収という点においても、従来の保育所の保護者会とは異なる性質を持っていた。母の会の幹事会や定例会では衛生・食育などの母親指導や保育園の行事などが議題に上り、「保育園月報」が園児の家と「母の会」の会員の家に配布された（『婦人運動』[1932]1991: 10(6) 65）。情報の共有のみでなく、園のピアノ購入や婦人セツルメント改築の資金の調達協力など、実態的に母の会は保護者会および協力者を兼ねた機能をもっていた。

さらに、母の会は母たちの交流・親睦の場としての役割を持っていた。まず例会は母たちの交流の場でもあった。出席率は一定ではなかったが、この例会を「命の洗濯」として楽しみにしていた母たちもいた（『婦人運動』[1932]1991: 10(4) 94）。また、会費を充てて「母の会」の新年会やピクニック、潮干狩りや納涼会、芋ほりなどが月1回程度企画され、多くの母子が参加している。そればかりでなく、毎月50銭積み立ての母の会有志の旅行部が自発的に結成され、熱海や鶴巻温泉に1泊旅行を楽しんでいる。経済的に余裕がある生活とはいえず、減多に個人では外出する機会もない母たちが、1名限定の子連れとはいえ、家庭の雑事から解放された時間を共有した意味は大きかったと考えられる。その一方で奥は、母の会を消費組合活動の担い手として構想していたが、母の会消費組合は奥が望むほどの実績を上げることはできなかったようである。

しかし、なぜ母たちはこのように母の会を積極的に受け止めたのであろうか。セツルメントの日誌には「保育園月報」第1号について、「知識階級でないこの辺のお母さんたちには手紙が来るといふことが減多にない

ものであるだけに、セツルメントからもつて来るたよりが余程うれしいらしい」と記されている（『婦人運動』[1932]1991: 10(6) 65）。すでにこの頃の下層の母たちは、保育園での生活報告やお知らせを媒介に園との疎通が可能になっていた。園児をはじめ卒園児の学童保育、少年少女の会など、ともに子どもの成長を見守ってきた信頼関係は大きかったであろうし、さらにリサイクル品の廉価販売（友愛セール）や払い下げ米の販売などの生活支援の取り組み、戦時下まで続いた妊娠調節相談など、下層の母に寄り添った実践が奥と母たちの関係を密にしたといえよう。しかし、母たちの積極的な参加をもたらしたもうひとつの要因は、母の会の活動で得られた解放感と自信であったのではないだろうか。

母の会は夫や家族から公認された母たちの聖域であり、母たちがひととき家庭から解放される「たまり場」であった。それだけでなく、奥が目指した協同の実践の場であり、母たち自身がそうした活動を通じて家庭外との関わりに自信を深めていったと考えられる。ピアノ購入資金調達で実績を積んだ母の会は、その後のセツルメントの改築・拡張のための募金活動にもいち早く取り組み、さらには、こうした取り組みに父の参加を促して、父の会の組織化の契機も作った。主婦／母を家事の雑事から解放してその時間を社会的な仕事に向け、協同自治の作風を形成するという奥の母親教育は一定の成果を上げていたといってもよいだろう。

その一方で「母の会」の活動には課題もあった。第一に、奥の保育実践の主眼は働く母の支援というよりも、「消費経済生活の立て直しのための母の運動」にあり、母の会の活動に外勤の母たちが主体的に関わることは時間的に難しく、無職や内職・家業手伝いなど時間の融通が利く母たちによって担われていた。当初無産者の保育園として幼稚園との差異化を強調していたにもかかわらず、午後4時までの預り時間は父子家庭や外勤の母に対応するものではなく、保育園の母の就労状況も婦人セツルメントに関する記事にはほとんど見られなかった。

第二には、「どうしても婦人セツルメントの母の会あたりが活動の中心になつて、主婦の生活の改善とか、育児法の研究とか、衛生的向上とかにつくさねばならないのです」（奥[1937b]1991: 15(2) 48）と記しているように、非合理的な家庭生活の改善主体としての母の会への期待と現実との落差が存在した。母の会消費組合もそうした活動の一環であったが、しかし、セツルメント開設2年後の日誌は、消費組合の売上高が激減し計画購入が拡大しない理由に、近所の店で日々の買い物を済ませる母たちの根強い習慣があることを記しており、母たち自身による家庭改善は期待通りには進まなかった（『婦人運動』[1932]1991: 10(9) 71）。

第三に、戦時色が深まる中で大蔵省の嘱託を任じられた奥は、こうした家庭改善を母たちの主体的な活動から国の生活刷新運動に取り込み、保育所利用者を生活改善の協働者から指導の対象に転換した。奥（[1940a]1991: 180）は、保育所を利用する貧しい子どもたちが国の負担にならないよう、保育者には母たちを厳しく指導する管理者の役割があると、「社会事業家保母」としての指導を保育者に求めるようになった。無産女性の社会学校であった婦人セツルメントの保育所は、率先して報国へと方向転換していったのである。こうした課題を抱えつつ、母の会は奥が提起した愛国貯金組合拡大運動に積極的に協力し、奥とともに戦争協力の道を進んだのである。

4.4 母たちと子どもたちの保育の場として

「母の本能」を重視する母性主義の立場に立ちながら、奥はなぜ保育事業／実践に取り組んでいったのだろうか。その理由について奥は次のように記している。

小さい子供の相手は下手だけれど、心の中で私が一番子供を愛してゐるかも知れないと思ふ。

曾って私の子供たちもあのやうに小さかつた。私はしんから彼らを愛したけれども忙しかつたから少しもかまつてやれなかつた。たつた一度もお伽話を聞かせなかつたお母さんなんて、世の中にあるだろうか。私はそのやうな母であつた。

しかし、子供に手がかゝらなくなつたとき、私は、世間の、少しもお母さんにかまつて貰へない多くの子供のために、婦人の協力で町にも村にも沢山の託児所を作つてゆく運動を起したい熱情にかられて友人と婦人セツルメントを創めた。（奥 [1940b]1991:222）

奥は農村の主婦たちとの関わりを通じて、家庭の雑務が主婦たちの大きな負担となっているという現実認識を持ち、家事や育児、消費経済の合理化／協同化による母や子どもたちの解放を構想していた。保育所もそのための取組みであり、奥は保育所を家庭保育では得られない子どもたちの協同自治の訓練の場と考えていた。奥は子どもにとっての保育所の意義を次のように記している。

子供が、一人の母親につき纏うてその姑息な愛情を溢れるほどに受けるよりは団体保育に依る共同育児が発育のためにも、協同訓練のためにもずっと効果的だといふ考へ方が大勢を^(マ)含めて、託児所や幼稚園や保育園がどし／＼増設されつゝあります。(奥[1937c]1991: 15(5)11)

こうした子どもたちのために奥は母の育児経験に信頼を寄せており、専門教育を受けた若い保育者だけではなく、母たちの協働も含めた保育体制を望んでいた。このように奥の発想は母を育児の担い手とする母性思想や性別役割分業に根ざしていたが、育児を対の母子関係に留めるのではなく、母たちと子どもたちの関係としての保育実践をイメージしていたのではなかっただろうか。それは山川が求めた公的保育所とは異なって、母たちによる子どもたちと母たちの解放をめざす共同保育であったともいえるだろう。

しかし、奥の保育事業／実践にはいくつかの問題があった。第一に母子関係に特化したことで父の保育責任が外在化されたことである。第二に『婦人運動』の記録には母の就労や共稼ぎ問題への関心が薄く、保育所がもう一つの活動であった職業婦人問題と結びついたのは日中戦争が本格化してからであった。第三に、母たちによる保育実践の協働を持続することは、母たちが家庭的な存在であるがゆえに難しく、実際には奥が多くの仕事を担うことで婦人セツルメントや保育事業は成り立っていた。母の会の母たちも家庭改善の主体にまではたどり着けず、これらは主婦／母たちが、自ら家庭の仕事を社会的な営みとすることの難しさを示すものでもあった。しかし、戦局が激しさを増すなかで婦人セツルメントは閉鎖され、こうした課題の解決が奥によって戦後に引き継がれることはなかった。

5 まとめと考察

本稿では、戦前期の社会事業に形成された保育所利用者を「家庭保育の欠如」とする認識が、戦後の保育行政にも残り続け、母の就労支援および育児の社会化に向けた視点を欠落させてきたことに注目して、戦間期の女性運動の指導的立場にあった女性たちの保育所認識に焦点を当てて、保育所および育児や母性に関する見解を考察した。具体的には、1920～30年代の女性解放運動の指導的な立場にあった平塚らいてう、山川菊栄、および奥むめおの3人を取り上げ、職業と家庭／育児の両立についての見解、母性思想と家庭保育および育児の社会化に関する態度、さらに保育所に対する認識（奥については実践を含む）等の分析を行った。その結果、これらについての3人の見解や認識は部分的には重なりつつも三者三様であったが、そこから貧民対策には留まらない新しい保育所のありかたを見出すことができた。

まず、保育所についての3人の見解は、大別すれば平塚が否定、山川と奥が肯定の立場であるが、山川が公的施設による保育を前提としているのに対し、奥は母の解放をめざす協同自治の運動の一環としての共同保育を試みた点で、保育所のイメージは両者の間で異なっていた。こうした異なりが何に基づいているのかを分析するにあたり、職業と家庭／育児の両立の是非、その前提にある母性すなわち母の育児・家庭役割に対する認識、そして集団保育に対する評価を比較軸として設定し、これらに沿って整理することとする。

第一に職業と家庭／育児の両立に関しては、両立が女性に過重な負担をもたらし、また、劣悪な労働環境や労働条件が母体破壊の危険をはらんで、出産・育児に悪影響を及ぼすという認識は3人に共通していた。こうした懸念から、平塚は育児と職業の両立は本質的に困難であり、育児期の母、とくに5歳未満の子どもがいる母の就労を禁止すべきであると主張したが、それは女性の天職は母であり、よりよい子どもを生み育てるのが母の最重要の仕事であるという母性思想に貫かれたものであった。

他方、山川は女性労働者の母体保護や労働条件・環境の改善が労働運動の課題であることを示すとともに、保育所の必要性を主張した。山川は、女性の就労と母性の間の矛盾は現在の社会体制における経済構造の問題

であり、両立の困難さは本質的なものではないとして、母による育児という選択肢を残したうえで、職業と家庭の両立を原則とした。

また奥は、もともと啓蒙や相互扶助による職業婦人の組織化を行っていたが、職業婦人の増加は社会的・経済的必然であるとする一方で、安価な労働力として搾取される雇用労働ではなく、「消費から出発した生産事業」という、母／主婦の役割を生かした協同事業への参加の意義を主張した。この主張は家庭的存在としての女性の役割重視という点で平塚と共通項を持っていたが、家庭の仕事を協同化して軽減し、かつ母たちの働く場を創出するという協同事業を構想している点に特色があった。奥は婦人セツルメントや保育園をそうした拠点としても位置づけていた。

第二に、家庭労働・育児を不払労働とみなした点でも3人は一致していた。しかし、平塚が「母性の権利」として、家庭・育児労働に対する経済的保障を求めたのに対し、山川と奥は主に家事や育児の共同組織への移行にその解決を求めた。こうした方向性の異なりには、家族／家庭に対する認識の差異があった。平塚は、同格の関係にある夫と妻、そして子どもを核とする、愛情と精神的な紐帯を重視した近代的な心性を持つ家族とその家庭の創出を試みており、こうした家族／家庭への志向性と対の母子関係における子ども本位の育児という点では、平塚のイメージした家族は新中間層家族モデルと重なっていた。しかし、平塚と新中間層家族を分けたものは、母性を子どもの権利と一体の社会的な権利として主張し、家庭における母の役割に経済価値の付与を求めたことであった。こうした平塚の視点は、性別役割分業を前提とした戦後の家族福祉の制度に引き継がれる内容を含んでいたといえよう。

これに対して山川と奥は、家族を封建的家族制度の残存した状態にあると捉え、そうした状態を問題としていた。山川は、家庭は家父長中心の作業場で、母は父に従属して育児も片手間になっており、子ども本位の保育は家庭ではなく、専門的な保育の場で可能になると考えていた。また、母性主義的な育児論に対しては「母の本能」の過信とみなし、育児能力にも個人差があるので、就労を含めてその得意とするところで母も能力を発揮すればよいとした。山川の基本は公共的保育所の設置にあったが、家庭保育を選択する母のために育児扶助料の制度にも言及していた。

また奥は、女性が母性的存在であるという認識は平塚と同様であったが、農村の主婦に対する衛生・生活指導を通して、現行の家父長優位の家族制度下では母が過重な負担を背負っているという認識を持っていた。奥は家庭の雑務の合理化／協同化によってその負担を軽減し、それによって生まれた時間を女性／母の役割を生かした協働に充てることで、母の解放と母のための社会的な仕事を作り出そうとしたのである。共同保育と母の会の組織化はそうした構想を実現するために位置づけられていた。奥は家庭役割の厳しい現実を認識しつつ、なおその役割にこだわって母たちの解放を試みたといえる。

第三に、集団保育に対する見解はどうであっただろうか。まず平塚は、「母の本能」への強い信頼から、「母の本能」を持たない専門的母（保母）は無知な生物学的母に劣り、集団保育の画一性は子どもの知的、情緒面での発達に弊害をもたらすという見解を述べていた。それと対照的に、家庭を子ども本位の保育・教育をなす場とみなしており、こうした発想は新中間層的な「教育する母」の子育て観との親和性を有していた。

一方、山川は平塚とは対照的に専門的保育者による公共的託児所の必要性を強調したが、その具体的な内容には触れていない。しかし、貧民対策としての社会事業の保育所に対する批判を通して山川は保育所の質の向上の必要性を指摘した。一つは子どもの健康や安全を守るための最高生活標準を目標とする保育所の整備であり、もう一つは保育者の資質、教育の向上であった。これは、山川が階層を問わず幅広い層の保育所利用を見据えていたことを示しており、今日の保育所にも共通する問題でもあった。

他方、奥は育児を対の母子関係に留めるのではなく、母の仕事を母たちの仕事として位置づけ直して協同自治による保育実践を試みた。それは個別の家庭に閉じ込められた母子のみの育児を解放し、「社会的親」ともいえるべきつながりの中で行われる広がりを持った育児への転換であった。しかし、奥は母性思想と性別役割分業によって、父の保育責任を付随的なものとしただけでなく、共稼ぎを否定はしないものの、就労と家庭／育児の両立に対する関心は低く、女性の解放を経済的自立と結びつける立場から距離を置いた。

このように、家事や育児が不払労働であるという指摘や、低賃金かつ劣悪な女性の労働環境を問題視する共通認識が見られる一方で、職業と家庭／育児の両立、および家庭保育と育児の社会化に関する認識や、保育所

に対する 3 人の見解は、それぞれに部分的な重なりがあるものの、一つの方向を指し示すものではなかった。しかし、それぞれの主張に今日的なテーマを見出すことができる。私的領域とされている母の育児役割を公的領域の問題とする平塚の提起は、戦後の家族福祉の先取りの意義を持っていたが、他方で、育児を家庭における母の仕事に留めたことにより、育児の社会化という保育所の意義に結びつけることはできなかった。他方、山川は、家事・育児が不払い労働であることを指摘して育児の社会的保障を根拠づける一方で、母の就労を支持する立場から保育所利用層の拡大を展望した保育所の基本的なあり方を示した。保育所がその社会の最高生活標準を目標とすべきであるという指摘は、今日的な課題としてあり続けている。また、母性思想に基づくという限界はあったものの、奥の保育実践は複数の親（社会的親）が関わる保育実践の一つの試みであった。これは個別家族が抱え込んできた子育てのセイフティネットとして、また、母の就労を支えるための必要な仕組みとして、今日見直され実践されている方法でもある。

総じて、保育所利用者を「家庭保育の欠如」とみなす認識は、山川と奥には見られなかった。家庭保育の優位性を説いた平塚でさえ、家庭保育には社会的保障が必要であった。保育に関する 3 人の共通項をひとつ見いだすならばこういうことがいえよう。それは個別家族内での母子関係重視の家庭保育では、保育は完了しないということであった、と。

（資料からの引用に際しては、旧字体は新字体に変えた）

【注】

- 1) 戦前期では、保育所は、託（托）児所、託児場、幼児保管所、保育園、保育所等の名称で呼ばれていたが、本稿では固有名詞以外は保育所の呼称で統一する。また、本稿での保育事業とは保育所保育事業を指すものとする。
- 2) 1946 年の帝国議会では、乳幼児保育施設を「乳幼児の完全なる保護、教育、家庭生活の改善に裨益する社会教育的役割及び婦人の社会的活動を発展せしめるための保育の共同化等の任務を有する重要な施設」と位置づけた建議（帝国議会 1946a: 51）が採択されている。また、「保健託児所設置に関する建議」（帝国議会 1946b: 8）では、提案者の吉田セイが、女性の基本的人権、男女同権の実現に向けて、女性が家事・育児の過重な負担から解放され、自己の修養や地位向上に用いる時間を得るために、「親代りになって万端見ていただけるという設備」が必要であると説明し、可決されている。こうした議会での議論を背景に、法案起草に中心的な役割を担った厚生省官僚の松崎芳伸（1948: 50）が、保育所を「婦人労働力の過重な負担を解除し、彼女等の労働力再生産を便益ならしめようとするものである」と説明するなど、下層の貧困対策からの転換が目指されていた。
- 3) 「都市下層」についてはこれまで定まった指標はなく、中川清(1985)によれば、明治中後期における下層調査（踏査）ではスラムの居住者の生活状況や職業に焦点が当てられ、日露戦争後から戦間期に行われた各細民調査や不良住宅地区調査等では、月収、家賃、職業、住宅地区等が指標とされた。さらに関東大震災以後、これらの層の集住地区からの分散化に伴い、要保護世帯調査による把握が行われるようになった。各調査の指標は異なっているが、いずれも底辺からの 10%程度の範囲の層が調査対象として把握されており、中川はこれらの層を「都市下層」とみなしている。
- 4) 13 歳以下の子どもを育てる母子家庭（夫が病気で就労不能等も含む）への扶助を規定した法律で、従来の救護法の母子保護規定から 1937 年に新たに母子保護の法として公布された。当初本法令制定に向けて「母子扶助法制定促進会」が作られたが、1934 年の婦選大会における「母子扶助法の即時制定」の決議を経て、山田わかを委員長とする女性の横断組織「母性保護法制定促進婦人連盟」（後に「母性保護連盟」に改称）が組織され、母子保護法制定のけん引力となった。
- 5) 平塚は新婦人協会離脱後東京を離れていたが、協同自治社会構想に共鳴して、帰京後に消費組合運動に関わっており、この点で奥と共通のフィールドを持っていた。また奥は新婦人協会の運動について山川と論争した経緯があり、その後、無産階級の政党組織化の準備団体として結成され、山川も神戸支部に所属していた政治研究会に一時所属したことがあった。しかし、政治研究会の左傾化とともに奥は政治研究会から離れている。
- 6) 1923 年、奥は平凡社社長下中弥三郎の援助を受けて職業婦人社を設立、雑誌『職業婦人』を発刊した。その読者対象には工場労働者も含まれていたが、職業婦人は労働運動の空白地帯であり、職業婦人の地位向上や労働に関わる相談、職場を超えた交流や啓蒙を求める多くの職業婦人から期待が寄せられた。『職業婦人』は 1924 年『婦人と労働』に、1925 年に『婦人運動』に改題しているが、いずれも奥の活動を軸にした機関誌という性質をもっていた。『婦人運動』は 1941 年第 19 巻第 8 号を以て廃刊された。
- 7) 男女雇用機会均等法に基づき、児童福祉法施行令の改正により 1999 年に保母・保父の呼称が保育士に改正された。また、2001 年に「保健婦助産婦看護婦法」が「保健師助産師看護師法」に改称され、「看護婦」「看護士」等の呼称も男女共に「看護師」に統一された。本稿ではこれをふまえたうえで、当時の呼称として用いる場合には「保母」「看護婦」の呼称を用いることとする。
- 8) 新婦人協会（1920-22）は平塚と市川房枝を中心に、女性の立場からの社会改造を目指して発足し、機関誌『女性同盟』を発行した。協会は女性の政治活動を制限した治安警察法の改正と、花柳（性）病男子の結婚制限法の制定を掲げて国会議員への請願に力を注ぎ、奥も市川とともに平塚の両翼として活動した。しかし平塚と市川が離脱し、その後治安警察法の改正は実現したものの、新婦人協会は 2 年余りで解散した。
- 9) 広田照幸（[1999]2017）は、大正期以後の新中間層の教育意識が童心主義と学歴主義という矛盾する二面性を内包し

ていたとする沢山美果子（1990）の見解をふまえつつ、さらに人格や生活規律を身に着けさせる厳格主義の存在を指摘し、これらが学ぶべき時期としての「子ども期」の発見という点で共通していると述べている。すなわち「本当の子どもらしさ」を賛美する親の心情には、それを通して子どもに良い教育効果を与えることを期待するというひとひねりした教育的配慮があり、これらの三つの目的は、矛盾・対立しながらも「完璧な子ども」の創造に収れんする方向性を持ったと指摘している。平塚の「子ども本位主義」もこうした教育意識と重ね合わせることができるだろう。

- 10) 1925 年に無産政党綱領討議のために開かれた政治研究会（注 5 参照）の全国大会に向けて、女性の状況に対する問題把握の欠落を指摘して、山川が提出した修正要求である。その内容は(1)戸主制度の撤廃、(2)女性を無能力者とする法律の撤廃、婚姻・離婚における権利義務の平等、(3)教育・職業に対する女性および植民地民族の権利の内地男性との同等、(4)民族・性別を問わない標準生活賃金の実施、(5)業務を問わず、男女、植民地民族に共通の賃金原則、(6)乳児を有する女性労働者に、休憩室および 3 時間ごとに 30 分以上の授乳時間の付与、(7)結婚・妊娠・分娩による解雇の禁止、(8)公娼制度の全廃、とされる。
- 11) 山川が執筆し、1925 年に日本労働組合評議会全国婦人部協議会で採択されたテーゼで、その要求内容は、(1)女性労働者の 6 時間労働制の確立、(2)女性労働者の夜業、残業、有害作業の廃止、(3)寄宿制度の撤廃および現存寄宿舎の労働組合による管理、(4)強制貯金制度の廃止、(5)性による賃金差別の撤廃、(6)産前産後各 8 週間の休養、その期間の賃金全額支払、(7)乳児を有する女性労働者には 3 時間ごとに 30 分以上の授乳時間の付与、というものであった。
- 12) 1921 年の東京市社会局の女性工場労働者に関する調査では、回答 317 工場中授乳時間を与えている工場は僅か 100 工場に過ぎず、それも休憩時間の利用が多かった（東京市社会局[1924]1995: 193）。印刷女工であった石倉千代子（1981）は、年長の子どもの連れてきた乳児に工場の隅で授乳をする印刷女工を書きとめている。
- 13) 東京市社会局は 1922 年 11～12 月に、教師・タイピスト・事務員・店員・看護婦・電話交換手の 6 職種を対象に賃金や勤務時間、就労理由や家族関係などの調査を行い、900 名から回答を得た。その回答によれば、既婚者は 16.4%で、そのうち 56.8%が子どもを有していた。特に、既婚教師の 3 分の 2 以上が子どもを有し、既婚者の少ない職種でも事務員以外では子を持つ者の割合は高かった。この調査は注 12)と併せて報告されている。
- 14) 『職業婦人』復刻版にはページの通し番号の記載がなく、各巻に同一のページ番号があるため、引用部分を明確にする目的でページ番号の前に「(巻)号」を挿入した。なお、『復刻版 婦人運動 30 巻』はページの通し番号の記載があるため、それに従った。
- 15) 『職業婦人』を媒介にした読者組織が東京や大阪をはじめ多くの地域で形成され、交流や啓蒙活動、勉強会、稽古などの活動が継続的に行われた。そうした活動の場として、1930 年代半ば頃から「働く婦人の家」が各地で開設され、地方出身者の受け皿として共同生活の場にもなった。このように奥を軸とした職業婦人の組織化は労働組合とは異なっており、就業時間外での生活に焦点を当てたものであった。
- 16) 婦人セツルメントでは、勤労女性のための夜間女学部、学童の指導のための学習会（学童保育）、および少年・少女の会が創設され、さらに保健家庭訪問婦活動や共済貯金などが計画されていた。妊娠調節相談は婦人セツルメントの重要な事業であり、創立から 5 か月間の相談者の延べ人数は 378 名とされている。体制が整わず消えていった事業もあったが、母子保護法制定後の 1939 年には、セツルメント改築を機に母子寮が併設された。
- 17) 婦人セツルメントの保育料は、利用層がほとんど変わらない東京帝国大学セツルメント託児所（本所区）の 1 円／月に比べると 1.5 倍である。東京帝国大学セツルメントは託児所独自の維持会員を持ち、支出の約半分を維持会費で補填して運営していたが、婦人セツルメントの場合、初年度 6 か月の報告によれば寄付金は収入の 4 分の 1 に満たず、100 円の赤字を計上していた。この経済状態を補うために母の会も動員して、大規模な催しを開催して募金を集めた。
- 18) 東京市社会局（[1927]1995）は、「細民」（東京市では 1 世帯 5 人以上の家族を標準として月収 50～60 円以下が対象）居住地域および東京市保健局による非衛生地等、72 町丁を特定区域として選定し、死亡調査を行った。特定区域の範囲は、(1)低地、比較的多湿の地域で、かつ商業地域として不適、(2)河川埋立地または湿地で住居地や商業地として不適当、(3)荒れ果てた土地又は元墓地、(4)下層階級に対する居住設備や労役仲介・需要機関の設備のある地域で、富川町や猿江裏町は(1)および(4)に該当していた。
- 19) 初年度の婦人セツルメント報告の「園児の家庭の職業調べ」表では 87 名とあるが 86 名の記載しかない。記載漏れもしくは兄弟ケースであったのかは不明である。また、「保育園だより」（『婦人運動』8(9)「11 月号附録」: 3）では 100 人の入園者名が記載されており、報告との人数差の事情も不明である。
- 20) 調査は市内と郡部に分けて行っており、市内は神田、京橋、芝、小石川、下谷、浅草、本所、深川の 8 区である。

【参考文献】

- 阿部恒久・成田龍一、1982、「婦人運動の展開」鹿野政直・由井正臣編『近代日本の統合と抵抗 3』日本評論社、217-63。
 橋本紀子、1984、「第 6 章第 2 節 職業婦人社」民間教育史料研究会編『教育の世紀社の総合的研究』一光社、713-51。
 平塚らいてう、1916、「婦人の職業生活と家庭問題」『女の世界』実業之世界社、2(8): 18-27、117。
 ———、1917、「母としての 1 年間」『婦人公論』2(5)。（再録：小林登美枝・米田佐代子編、1987、『平塚らいてう評論集』岩波書店、94-105。）
 ———、1918a「長い手紙」『中外』中外社 2(2): 377-88。（復刻：1988、「復刻版 中外第 3 巻」不二出版。）
 ———、1918b、「母性保護問題に就いて再び与謝野晶子氏に寄す」『婦人公論』3(7)。（再録：香内信子編、1984、『資料 母性保護論争』ドメス出版、105-17。）
 ———、1919a、「現代家庭婦人の悩み」『婦人公論』4(1)。（再録：香内信子編、1984、『資料 母性保護論争』ドメス出版、207-13。）
 ———、1919b、「我が国における女工問題」『女性の言葉』。（再録：平塚らいてう著作集編集委員会編、1983、『平塚らいてう著作集第 3 巻』大月書店、61-85。）
 ———、1919c、「名古屋地方の女工生活」『国民新聞』。（再録：平塚らいてう著作集編集委員会編、1983、『平塚らいてう著作集第 3 巻』大月書店、86-107。）
 ———、1920、「社会改造に対する婦人の使命——『女性同盟』創刊の辞に代へて」『女性同盟』(1): 2-11。（復刻：1985、

- 『女性同盟 複製版』ドメス出版.)
- , 1924, 「子どもの教育のことなど——一枝さんに」『婦人之友』18(10, 11). (再録: 小林登美枝・米田佐代子編, 1987, 『平塚らいてう評論集』岩波書店, 181-207.)
- , 1955, 「主婦解放論」『婦人公論』40(10). (再録: 上野千鶴子編, 1982, 『主婦論争を読む I 全記録』勁草書房, 73-82.)
- , 1973, 『元始, 女性に太陽であった——平塚らいてう自伝 (完結編)』大月書店.
- 広田照幸, [1999]2017, 『日本人のしつけは衰退したか——「教育する家族」のゆくえ』講談社.
- 今井小の実, 2005, 『社会福祉思想としての母性保護論争——“差異”をめぐる運動史』ドメス出版.
- , 2006, 「社会運動としての社会福祉——奥むめおの活動を通して」『キリスト教社会問題研究 55』同志社大学キリスト教社会問題研究会, 1-28.
- 石倉千代子, 1981, 『野の草——ある印刷女工の歩み』日本婦人会議出版部.
- 伊藤セツ, 2018, 『山川菊栄研究——過去を読み, 未来を拓く』ドメス出版.
- 伊東滋子, 1985, 「奥むめおにみる女性解放論の軌跡」民衆史研究会編『民衆運動と差別・女性』雄山閣, 160-79.
- 風戸秀子, 1935, 「山川菊栄女史に『結婚か? 職業か?』を訊く」『婦人公論』20(3): 別 4-9.
- 木下比呂美, 1979, 「母性保護論争と子どもの権利」『教育学研究』46(1): 1-10.
- 香内信子, 1966, 「『母性保護論争』の歴史的意義——『論争』から『運動』へのつながり」『歴史評論』春秋社, (195): 28-41.
- 香内信子編, 1984, 『資料 母性保護論争』ドメス出版.
- 松崎芳伸, 1948, 「総論 児童政策の進路——『児童福祉』の総論として」厚生省児童局監修『児童福祉』東洋書館, 5-50.
- 中川清, 1985, 『日本の都市下層』勁草書房.
- 生江孝之, 1913, 「幼児保育事業に就て」『慈善』中央慈善協会, 4(4): 74-7. (復刻: 1981, 『慈善』生活社, 386-9.)
- 落合恵美子, [1989]1991, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- 奥むめお, 1927, 「職業婦人問題の二方面」『婦人運動』5(8): 13-21. (復刻: 1990, 『婦人運動 第 8 巻』不二出版.)
- , 1928a, 「家庭婦人としての反省——婦人は消費経済運動へ」『婦人運動』6(4): 6-9. (復刻: 1990, 『婦人運動 第 9 巻』不二出版.)
- , 1928b, 「婦人消費組合協会に就て」『婦人運動』6(5): 23-6. (復刻: 1990, 『婦人運動 第 9 巻』不二出版.)
- , 1930, 「婦人セツルメントを開始す」『婦人運動』8(7): 38-9. (復刻: 1990, 『婦人運動 第 14 巻』不二出版.)
- , 1931, 「婦人セツルメント報告」『婦人運動』9(5): 4-33. (復刻: 1990, 『婦人運動 第 15 巻』不二出版.)
- , 1932, 「婦人職業の当面の問題」『婦人運動』10(10): 6-9. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 17 巻』不二出版.)
- , 1934a, 「婦人生活の基本を論ず」『婦人運動』12(4): 4-9. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 20 巻』不二出版.)
- , 1934b, 「婦人生活の基本を論ず (完結)」『婦人運動』12(5): 4-11. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 20 巻』不二出版.)
- , 1937a, 「婦人の社会的触手伸びよ」『婦人運動』15(2): 9-13. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 26 巻』不二出版.)
- , 1937b, 「職場風景」『婦人運動』15(2): 47-51. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 26 巻』不二出版.)
- , 1937c, 「共稼ぎ家庭訪問 (つゞき)」『婦人運動』15(5): 6-11. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 26 巻』不二出版.)
- , 1940a, 「戦時日本の託児所保母へ」『婦人運動』18(5): 12. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 30 巻』不二出版: 180.)
- , 1940b, 「われらの婦人セツルメント十一周年」『婦人運動』18(9): 6. (復刻: 1991, 『婦人運動 第 30 巻』不二出版: 222.)
- , 1958, 『私の履歴書』195-254, 日本経済新聞社.
- , 1988, 『野火あかあかと』ドメス出版.
- 大森俊雄編, 1937, 『東京帝国大学セツルメント十二年史』.(再録: 上笙一郎編, 1998, 『日本子どもの歴史叢書 29』久山社.)
- 佐治恵美子, 1980, 「奥むめおと無産家庭婦人」『歴史評論』校倉書房, (359): 59-71, 29.
- 沢山美果子, 1984, 「近代家族の成立と母子関係——第一次世界大戦前後の新中間層」人間文化研究会編『女性と文化Ⅲ 家・家族・家庭』JCA 出版, 117-44.
- , 1990, 「教育家族の成立」『教育——誕生と終焉』藤原書店, 108-31.
- 志村明子, 1981, 「『母性保護論争』にみる『母性の福祉』観」『花園大学研究紀要』(12): 117-37.
- 私立二葉幼稚園編, 1984, 『私立二葉幼稚園報告書 日本児童問題文獻選集 14』日本図書センター.
- 穴戸健夫, [1971]1983, 「昭和前期の保育運動」日本保育学会編『日本幼児保育史 第 4 巻』フレーベル館, 256-87.
- 竹中恵美子, 1990, 「保護と平等・対立の構造を斬る——山川菊栄の女性労働論」山川菊栄生誕百年を記念する会編『現代フェミニズムと山川菊栄——連続講座「山川菊栄と現代」の記録』大和書房. (再録: 2011, 『竹中恵美子著作集Ⅶ 現代フェミニズムと労働論』明石書店, 105-39.)
- , 2000, 「日本におけるマルクス主義的フェミニズムの源流——山川菊栄の今日的意義」山川菊栄記念会編『たなか女性学へ——山川菊栄賞の歩み 1981-2000』インパクト出版会. (再録: 2011, 『竹中恵美子著作集Ⅶ 現代フェミニズムと労働論』明石書店, 140-9.)
- 帝国議会, 1946a, 「第 90 回帝国議会衆議院議事速記録第 55 号附録」1946.10.12, (2019 年 7 月 10 日取得, <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>).
- 帝国議会, 1946b, 「第 91 回帝国議会衆議院建議委員会議録 (速記) 第 2 回」1946.12.17, (2019 年 2 月 12 日取得, <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp>).
- 東京市社会局, 1924, 『職業婦人に関する調査』.(再録: 近現代資料刊行会, 1995, 『日本近代都市社会調査資料集成 1 東京市社会局調査報告書 12』SBB 出版会.)
- 東京市社会局, 1927, 『特定区域に関する調査』.(再録: 近現代資料刊行会, 1995, 『日本近代都市社会調査資料集成 2 東京市・府社会調査報告書 14』地歴社.)
- 東京市社会局, 1928, 「保育児童に関する調査」『東京市社会局季報第 2 号』, 63-78. (再録: 1993, 『東京市社会局季報・

- 時報』柏書房, 187-202.)
- 山川菊栄, 1918a, 「母性保護と経済的独立<与謝野, 平塚二氏の論争>」『婦人公論』3 (9). (再録: 香内信子編, 1984, 『資料 母性保護論争』ドメス出版, 132-46.)
- , 1918b, 「与謝野晶子氏に答ふ」『婦人公論』3 (12). (再録: 香内信子編, 1984, 『資料 母性保護論争』ドメス出版, 192-204.)
- , 1919a, 「婦人職業問題ニ就テ」『国家学会雑誌』33(2): 27-36. (復刻: 2002, 『戦前婦人労働論文資料集成 第1巻』クレス出版, 3-12.)
- , 1919b, 「婦人労働問題ニ就テ」『国家学会雑誌』33(3): 40-75. (復刻: 2002, 『戦前婦人労働論文資料集成 第1巻』クレス出版, 14-49.)
- , 1920, 「自由社会における妻と母」『婦人公論』5(10). (再録: 鈴木裕子編, 2011, 『新装増補 山川菊栄集 評論編 第2巻』岩波書店, 183-97.)
- , 1921, 「婦人界時評 母性と職業の調和」『女の世界』実業之世界社, 7(1): 2-6.
- , 1925 「婦人部テーゼ」日本労働組合評議会 (再録: 田中寿美子・山川振作編, 1982, 『山川菊栄集 4 無産階級の婦人運動』岩波書店, 102-12.)
- , 1926, 「無産階級運動における婦人の問題」『改造』8(1). (再録: 田中寿美子・山川振作編, 1982, 『山川菊栄集 4 無産階級の婦人運動』岩波書店, 122-59.)
- , 1928, 「婦人の特殊要求について」『無産者運動と婦人運動』白揚社. (再録: 田中寿美子・山川振作編, 1982, 『山川菊栄集 4 無産階級の婦人運動』岩波書店, 77-101.)
- , 1930, 「托児所の感想」『婦人運動』8(10): 24-7. (復刻: 1990, 『婦人運動 第14巻』不二出版.)
- , [1972]1976, 『おんな二代の記』平凡社.
- 米田佐代子, 2002, 『平塚らいてう——近代日本のデモクラシーとジェンダー』吉川弘文館.
- 『婦人運動』1923-41, 職業婦人社. (復刻: 不二出版.) (改題前の『職業婦人』『婦人と労働』を含む)